

世田谷区母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 分割支給のご案内

1. 分割支給について

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業では、受講修了後に受講費用の一部を一括支給しています。特に経済的負担が大きいことが見込まれる雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の対象講座を受講し一定の要件を満たす方には分割支給いたします。

※支給総額は一括支給・分割支給ともに同じです。

※修業月数に関わらず6か月（支給単位期間）ごとの分割支給になります。



2. 分割支給の対象となる方

以下のすべてにあてはまる方が分割支給の対象です。

- (1) 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象となる方
- (2) 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の対象講座を受講される方（資格取得を目的の講座に限る）
- (3) 上記(2)の講座を6か月以上受講される方
- (4) 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができない方
- (5) 令和6年8月30日以降に講座の指定を受けた方

※分割支給を受けるために6か月ごとに受講証明書を発行してもらう必要があります。本給付金の分割支給を受けるために受講証明書の発行が可能かについて講座を実施している教育訓練施設へ必ず確認してください。

3. 分割支給の流れ

- (1) 対象講座の指定申請時に、分割支給を希望することを申し出てください。
- (2) 分割支給の対象の場合は、対象講座の指定結果通知の備考欄に、「分割支給」と記載し交付します。
- (3) 受講している教育訓練施設に、受講証明書を発行してもらってください。
- (4) 「4. 必要書類」を受講証明書に記載の支給単位期間の末日から30日以内に提出してください。
- (5) 支給審査結果通知を交付します。
- (6) 支給審査結果通知の内容を確認の上、請求書を提出してください。
- (7) 指定の口座に振り込みます。

※(3)～(7)を6か月ごとに繰り返します。

※(4)について受講を修了したときは、受講修了日から30日以内に書類を提出してください。

4. 必要書類(場合によって省略できる書類もございます)

- ① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定結果通知書(写)
- ② 事前相談票
- ③ 受講証明書または教育訓練修了証明書

*受講中は受講証明書を、受講後は教育訓練修了証明書を提出してください。

- ④ 領収書(クレジット利用の場合は、クレジット契約証明書)

*教育訓練施設(専門学校等)による次の事項が記載されていることが必要です。

領収書に訂正のある場合、教育訓練施設(専門学校等)の訂正印のないものは無効です。

◎教育訓練施設の名称 ◎講座名 ◎受講者(支払者)氏名

◎領収額(又はクレジット契約額)及び内訳(入学金と受講料のそれぞれの額)

◎領収日(又はクレジット契約日) ◎領収印

- ⑤ 戸籍謄本(母又は父と子の両方。発行1か月以内のもの)
- ⑥ 住民票の写し(世帯全員。発行1か月以内のもの)



5. 留意点

- ・対象講座の指定後は支給方法を一括支給に変更することはできません。
- ・分割支給申請は、6か月を経過するごとに毎回行う必要があります。
- ・分割支給申請時に教育訓練施設が発行する受講証明書を提出できない場合は、支給することはできませんので、受講前に受講証明書の発行が可能かについて教育訓練施設へ確認してください。

6. 相談・申請窓口

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センター

お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援センターが窓口です。

総合支所	所在地	電話番号
<input type="checkbox"/> 世田谷	世田谷 4-22-33 第2庁舎内	電話 03-5432-2915/FAX 03-5432-3034
<input type="checkbox"/> 北 沢	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	電話 03-6804-7525/FAX 03-6804-9044
<input type="checkbox"/> 玉 川	等々力 3-4-1 玉川総合支所内	電話 03-3702-1189/FAX 03-3702-1336
<input type="checkbox"/> 砧	成城 6-2-1 砧総合支所内	電話 03-3482-1344/FAX 03-6277-9721
<input type="checkbox"/> 烏 山	南烏山 6-22-14 烏山総合支所内	電話 03-3326-6155/FAX 03-3308-3036